

秋田県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則

令和3年5月28日

秋田県公安委員会規則第9号

秋田県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則をここに公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年秋田県条例第1号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条の規定に基づき、公安委員会等に係る行政手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 秋田県公安委員会、秋田県警察本部長及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (3) 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
 - イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- (4) 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。
- (6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

(対象となる申請等)

第3条 情報通信技術活用規則第11条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表の左欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる申請等とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、情報通信技術活用法第6条第1項及び情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに記載すべき事項とされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前三項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(4) 警察本部長が告示で定める電子証明書（前三号に規定するものを除く。）

(5) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子計算書

5 公安委員会等は、第2項及び第3項に規定する事項が電子情報処理組織により入力された場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等についての法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力された、又は送信されたものとみなす。

7 第1項の規定により行われた申請等は、同項の公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該公安委員会等に到達したものとみなす。

す。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項及び情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

4 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第6条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

(署名等に代わる措置)

第7条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項並びに情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等又は処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子申請書(第4条第4項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等又は情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等を行う者又は処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある又は処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会又は警察本部長が認める場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項

の規定による入力が困難である場合

(4) 前三号に掲げるほか、申請等又は処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内に行わなければならない。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る行政手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、公安委員会又は警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日公安委員会規則第13号）

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

附 則（令和4年11月29日公安委員会規則第7号）

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

附 則（令和5年9月12日公安委員会規則第8号）

この規則は、令和5年10月2日から施行する。

附 則（令和5年12月19日公安委員会規則第9号）

この規則は、令和6年1月4日から施行する。

附 則（令和6年2月16日公安委員会規則第3号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和7年12月12日公安委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の秋田県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則第8条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

別表（第3条関係）

法令等	規定	申請等
行政手続法(平成5年法律第88号)	第21条第1項	証拠書類等の提出（聴聞）
	第29条第2項	証拠書類等の提出（弁明）
	第36条の3第2項	処分等の求めの申出書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第13条第1項	参加人の参加の求め
		参加人の参加の求め（第61条：再調査の請求に準用）
		参加人の参加の求め（第66条：再審査請求に準用）
	第15条第3項	審査請求人の地位の承継の届出
		審査請求人の地位の承継の届出(第61条：再調査の請求に準用)
		審査請求人の地位の承継の届出（第66条：再審査請求に準用）
	第19条第1項	審査請求書の提出
		審査請求書の提出（第61条：再調査の請求に準用）
		審査請求書の提出（第66条第1項：再審査請求に準用）
	第22条第4項	誤って教示しなかった場合における再調査の請求があつた場合の、請求人からの審査請求と見なすことを求める申立て
	第25条第2項	執行停止の申立て（第61条：再調査の請求に準用）
	第25条第3項	執行停止の申立て（第66条：再審査請求に準用）
	第25条第2項及び第3項	執行停止の申立て
	第27条第1項	審査請求の取下げ
		審査請求の取下げ(第61条：再調査の請求に準用)
		審査請求の取下げ（第66条：再審査請求に準用）
	第30条第1項	反論書の提出

	第30条第2項	意見書の提出
		意見書の提出（第66条第1項：再審査請求に準用）
	第31条第1項	審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て
		審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て（第61条：再調査の請求に準用）
		審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て（第66条：再審査請求に準用）
	第32条第1項	証拠書類等の提出
		証拠書類等の提出（第61条：再調査の請求に準用）
		証拠書類等の提出（第66条：再審査請求に準用）
	第33条	物件の提出要求の申立て
		物件の提出要求の申立て（第66条第1項：再審査請求に準用）
	第34条	参考人の陳述等要求の申立て
		参考人の陳述等要求の申立て（第66条：再審査請求に準用）
	第35条第1項	検証の申立て
		検証の申立て（第66条：再審査請求に準用）
	第36条	質問の申立て
		質問の申立て（第66条：再審査請求に準用）
	第38条第1項	提出書類等の閲覧等の求め
		提出書類等の閲覧等の求め（第66条第1項：再審査請求に準用）
	第82条第2項	利害関係人による不服申立てをすべき行政庁等の教示の求め
	第83条第1項	教示をしなかった場合の不服申立書の提出
	第84条	情報の提供の求め

行政不服審査法施行令（平成27年 政令第391号）	第3条第1項	代表者等の資格の証明
		代表者等の資格の証明（第18条：再調査の請求に準用）
		代表者等の資格の証明（第19条：再審査請求に準用）
	第3条第2項	代表者等の資格喪失の届出
		代表者等の資格の喪失の届出（第18条：再調査の請求に準用）
		代表者等の資格の喪失の届出（第19条：再審査請求に準用）
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）	第4条第1項	代理人の資格証明（聴聞）
	第4条第2項	代理人の資格喪失の届出（聴聞）
	第5条第1項	参加人の許可申請
	第6条第1項	補佐人の許可申請
	第7条第2項	当事者等の申出
	第9条第2項	聴聞の期日又は場所の変更の申出
	第10条第1項	文書閲覧請求（聴聞）
	第14条	陳述書の提出
	第19条第1項	聴聞調書閲覧請求
	第24条第1項	弁明書の提出
		代理人の資格証明（弁明）
		代理人の資格喪失の届出（弁明）
	第24条第2項	弁明の日時又は場所の変更の申出
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項	遺失届出書の提出
	第26条	施設占有者による提出書の提出
	第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）	指定を受けようとする施設占有者による申請書及び添付書類の提出
	第31条第1項	保管物件届出書の提出
	第32条	物件売却届出書の提出
	第33条第1項	物件処分届出書の提出
	第41条	電磁的記録媒体提出票の提出
警察官の職務に協力援助した者の	第10条の3第1項	遺族給付年金支給停止申請書

災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）	第10条の3第2項	遺族給付年金支給停止解除申請書
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和51年秋田県条例第57号）	第3条	遺族給付一時金請求書
		介護給付請求書
		休業給付請求書
		障害給付一時金請求書
		葬祭給付請求書
		未支給の給付請求書
		療養給付の請求
		遺族給付年金請求書
		傷病給付年金請求書
		障害給付年金請求書
		年金受給金融機関届出書
		年金受給金融機関変更届出書
		年金証書再交付請求書
		傷病給付変更請求書
		障害給付変更請求書
		遺族給付年金前払一時金請求書
		障害給付年金差額一時金請求書
		障害給付年金前払一時金請求書
		遺族給付年金の受領に関する代表者の選任及び解任の届出
		遺族の現状報告書
		療養障害の現状報告書
		年金給付を受けている者の各種変更に関する届出
		年金給付を受ける権利を有する者が死亡した場合の届出
		常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合の届出
		更正決定の申請
警察法（昭和29年法律第162号）	第79条第1項	都道府県公安委員会に対する苦情の申出
苦情の申出の手続きに関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）	第2条	

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	第10条	犯罪被害者等給付金（遺族給付金）の支給に関する裁定の申請
		犯罪被害者等給付金（重傷病給付金）の支給に関する裁定の申請
		犯罪被害者等給付金（障害給付金）の支給に関する裁定の申請
	第13条	犯罪被害者等給付金に関する裁定のための調査への報告
	第23条第1項	犯罪被害者等早期援助団体の指定の申請
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）	第19条	犯罪被害者等給付金の支給に係る損害賠償を受けた場合の届出
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）	第6条第1項	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する裁定の申請
	第8条	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金に関する裁定のための調査への報告
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第9条	国外犯罪被害弔慰金等（国外犯罪被害障害見舞金）の支給に関する裁定の申請
		国外犯罪被害弔慰金等（国外犯罪被害弔慰金）の支給に関する裁定の申請
	第13条	国外犯罪被害弔慰金等に関する裁定のための調査への報告
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）	第3条第1項	犯罪被害者等早期援助団体の名称等の変更の届出
	第3条第2項	犯罪被害者等早期援助団体の事業規程又は情報管理規程変更の承認申請
	第3条第4項	犯罪被害者等早期援助団体の定款等の変更後の内容に係る書類の提出
	第8条第1項	犯罪被害者等早期援助団体の

		事業計画書等の提出
	第 8 条第 2 項	犯罪被害者等早期援助団体の 事業報告書等の提出
	第 8 条第 3 項	報告又は資料の提出
	第10条第 1 項	犯罪被害者等早期援助団体の 事業の廃止の届出
	第10条第 2 項	犯罪被害者等早期援助団体の 指定の取消の申請
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第77条第 1 項	保有個人情報の開示
秋田県情報公開条例（昭和62年秋 田県条例第 3 号）	第 9 条	行政文書の公開
古物営業法（昭和24年法律第108 号）	第 5 条第 1 項	古物商・古物市場主の許可申 請
	第 5 条第 4 項	許可証の亡失届出・再交付申 請
	第 7 条第 1 項	古物商等の許可事項の変更届 出（事前届出）
	第 7 条第 2 項	古物商等の許可事項の変更届 出、許可証の書換申請
	第 8 条第 1 項	許可証の返納
	第10条第 1 項	競り売りの届出
	第10条第 3 項	競り売りの届出（送信元識別 符号等）
	第10条の 2 第 1 項	古物競りあつせん業の開始の 届出
	第10条の 2 第 2 項	古物競りあつせん業の届出書 記載事項の変更の届出
		古物競りあつせん業の廃止の 届出
	第14条第 1 項	仮設店舗の届出
	第18条第 2 項	帳簿等の亡失等の届出
古物営業法施行規則（平成 7 年国 家公安委員会規則第10号）	第 6 条	古物市場主の変更後の規約の 提出
	第19条の 4	古物競りあつせん業者の認定 申請
	第19条の 9 第 2 項	認定古物競りあつせん業者の 業務実施方法の変更の届出
	第19条の11第 1 項	外国古物競りあつせん業者の 認定申請

		認定外国古物競りあっせん業者の廃止届出
	第19条の13第1項第1号	認定外国古物競りあっせん業者の変更届出
	第19条の13第1項第3号	認定外国古物競りあっせん業者の業務実施方法の変更の届出
	第22条第1項	盗品売買等防止団体の承認申請
	第25条第1項	盗品売買等防止団体の名称等の変更届出（事前届出）
	第25条第4項	盗品売買等防止団体の変更届出
	第25条第5項	盗品売買等防止団体の業務規程等の認可申請
	第26条第1項	盗品売買等防止団体の事業報告（事業計画書及び収支予算書）
	第26条第2項	盗品売買等防止団体の事業報告（事業報告書及び収支計算書）
	第28条第1項	盗品売買等防止団体の廃止届出
質屋営業法（昭和25年法律第158号）	第2条第1項	質屋営業の許可申請
	第4条第1項	営業所の移転許可申請
		管理者設置、変更の許可申請
	第4条第2項	営業内容の変更届、許可証の書換申請
		休業の届出
		休業期間延長の届出
		廃業の届出、許可証の返納
	第4条第3項	死亡の届出、許可証の返納
	第8条第4項	許可証の亡失・盗難届出、許可証の再交付申請
	第9条第1項	許可証の返納（亡失発見）
	第14条第2項	帳簿毀損、亡失等の届出
	第28条第3項第1号	質契約の終了行為者の承認申請
	第28条第5項	契約の終了行為を行う場所の承認申請

質屋営業法施行規則（昭和25年総 理府令第25号）	第7条第3項	再開の届出
	第9条	質物保管設備の変更届
警備業法（昭和47年法律第117号）	第5条第1項	認定申請
	第7条第1項	認定の有効期間の更新申請
	第9条	営業所設置等の届出
	第10条第1項	警備業廃止の届出
	第11条第1項	変更の届出（主たる営業所の 所在地の所轄警察署長を経由 して提出するもの）
	第11条第3項	変更の届出（主たる営業所の 所在する都道府県以外の都道 府県の区域を管轄する公安委 員会へ提出するもの）
	第12条第1項	届出書の提出（死亡、法人の 解散・消滅）
	第12条第2項	届出書の提出（本人）
	第16条第2項	服装の届出
	第16条第3項	服装の変更の届出
	第17条第2項	護身用具の届出
		護身用具の変更の届出
	第22条第5項	指導教育責任者資格者証の書 換えの申請
	第22条第6項	指導教育責任者資格者証の再 交付の申請
	第22条第8項	警備員現任指導教育責任者講 習：1号警備業務
		警備員現任指導教育責任者講 習：2号警備業務
		警備員現任指導教育責任者講 習：3号警備業務
		警備員現任指導教育責任者講 習：4号警備業務
	第23条第5項	合格証明書の再交付の申請
		合格証明書の書換えの申請
	第40条	機械警備業務開始の届出
	第41条	機械警備業務の廃止の届出
		機械警備業務の変更の届出
	第42条第3項	機械警備業務管理者資格者証 の再交付の申請
		機械警備業務管理者資格者証

		の書換えの申請
警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	第21条	都道府県内廃止の届出
	第42条第1項	指導教育責任者資格者証の交付申請
	第63条第1項	機械警備業務管理者資格者証の交付申請
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第4条第1項	警備員指導教育責任者講習の受講申込み
	第7条第2項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付の申請
	第10条	現任指導教育責任者講習の申込み
	第12条第2項	機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付の申請
	第13条	機械警備業務管理者講習の受講申込み
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第9条第1項	検定の申請
	第10条	検定合格者審査の申請
	第12条第1項	成績証明書の書換えの申請
	第12条第2項	成績証明書の再交付の申請
	第14条第1項	合格証明書の交付申請
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第4条第1項	探偵業の開始の届出
	第4条第2項	探偵業の廃止届
		探偵業の変更届
ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）	第6条	住所の移転に関する届出
ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）	第3条第1項	代理人の資格証明
	第3条第2項	代理人の資格喪失の届出
	第4条第1項	利害関係者の参加許可の申請
	第5条第1項	補佐人の出頭許可の申請
	第6条第1項	参考人の出頭の申出
	第8条第1項	意見の聴取の期日又は場所の変更の申出
	第9条第1項	文書等の閲覧請求
	第13条	陳述書の提出
	第18条第1項	意見の聴取調書等の閲覧請求
	第21条第1項	証拠書類等の提出
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制	第7条第1項	事業の届出

等に関する法律（平成15年法律第83号）	第7条第2項	廃止の届出
		変更の届出
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第5条第1項	風俗営業の許可の申請
	第5条第4項	風俗営業許可証の再交付の申請
	第7条第1項	風俗営業者の相続承認の申請
	第7条第5項	風俗営業者の相続の承認による許可証の書換えの申請
	第7条の2第1項	風俗営業者の合併承認の申請
	第7条の2第3項	風俗営業者の合併による許可証の書換えの申請
	第7条の3第1項	風俗営業者の分割承認の申請
	第7条の3第3項	風俗営業者の分割による許可証の書換えの申請
	第9条第1項	風俗営業の構造設備の変更承認申請
	第9条第3項第1号	風俗営業の許可申請書記載事項の変更の届出
	第9条第3項第2号	風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出
	第9条第4項	風俗営業の許可証の書換え
	第9条第5項	特例風俗営業者の構造設備の変更の届出
	第10条第1項	風俗営業の許可証の返納
	第10条の2第2項	特例風俗営業者の認定申請
	第10条の2第5項	特例風俗営業者の認定証の再交付の申請
	第10条の2第7項	特例風俗営業者の認定証の返納
	第20条第2項	遊技機の認定申請
	第20条第4項	遊技機の検定申請
	第20条第10項	遊技機その他の軽微な変更の届出
		遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請
	第24条第6項	オンライン管理者講習の申込み
	第27条第1項	店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出
	第27条第2項	店舗型性風俗特殊営業の届出

	書記載事項変更の届出
	店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出
第31条第2項	店舗型性風俗特殊営業の営業停止の標章の取り除きの申請
第31条第3項	
第31条の2第1項	無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出
第31条の2第2項	無店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出
	無店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出
第31条の5第3項	受付所営業の営業停止の標章の取り除きの申請
第31条の7第1項	映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出
第31条の7第2項	映像送信型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出
	映像送信型性風俗特殊営業の廃止の届出
第31条の12第1項	店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出
第31条の12第2項	店舗型電話異性紹介営業の届出書記載事項変更の届出
	店舗型電話異性紹介営業の廃止の届出
第31条の16第2項	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除きの申請
第31条の16第3項	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除きの申請
第31条の17第1項	無店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出
第31条の17第2項	無店舗型電話異性紹介営業の届出記載事項変更の届出
	無店舗型電話異性紹介営業の廃止の届出
第31条の23	特定遊興飲食店営業の許可の申請
	特定遊興飲食店営業の許可証

		の再交付の申請
		特定遊興飲食店営業の許可証の書換え
		特定遊興飲食店営業の許可証の返納
		特定遊興飲食店営業の構造設備の軽微な変更の届出
		特定遊興飲食店営業の構造設備の変更承認申請
		特定遊興飲食店営業許可申請書記載事項の変更の届出
		特定遊興飲食店営業者の合併による許可証の書換への申請
		特定遊興飲食店営業者の合併承認の申請
		特定遊興飲食店営業者の相続の承認による許可証の書換への申請
		特定遊興飲食店営業者の相続承認の申請
		特定遊興飲食店営業者の分割による許可証の書換への申請
		特定遊興飲食店営業者の分割承認の申請
		特例特定遊興飲食店営業者の構造設備の変更の届出
		特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付の申請
		特例特定遊興飲食店営業者の認定証の返納
		特例特定遊興飲食店営業者の認定申請
	第33条第1項	深夜酒類提供飲食店営業の営業開始の届出
	第33条第2項	深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止の届出
		深夜酒類提供飲食店営業の届出書記載事項の変更の届出
	第38条の2第3項	立入りの報告
	第44条第1項	風俗営業者等の団体の届出

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第40条第2項	管理者講習の欠席の届出
	第45条	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付の申請
	第55条第2項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書再交付の申請
	第61条第2項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付の申請
	第66条第2項	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付の申請
	第72条第2項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付の申請
風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項	風俗環境浄化協会の指定の申請
	第3条第1項	風俗環境浄化協会の名称の変更等
	第5条第1項	都道府県風俗環境浄化協会の事業計画書及び収支予算書の提出
	第5条第2項	都道府県風俗環境浄化協会の事業報告書及び収支決算書の提出
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）	第7条の2第2項	公安委員会の確認の申請
	第7条の2第4項	確認申請書等の記載事項変更の届出
	第7条の2第5項	製造廃止の届出
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第1項	捕鯨用標識銃製造事業等の届出
	第3条第2項	人命救助等の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者の監督の下に作業に従事する者の届出
	第3条第3項	教習射撃場等の使用人が業務のために銃砲刀剣類を所持する場合の届出
	第3条の2第2項	武器等製造事業者等の使用人が業務のために拳銃部品を所持する場合の届出
	第4条の2第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可の申請（国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣

	類の許可の申請)
第4条の3第1項	認知機能検査の受検
第5条の3第3項	講習修了証明書等の再交付の申請
	講習修了証明書等の書換えの申請
第5条の4第3項	技能検定の受検の申請
第7条の3第1項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新の申請
第7条第2項	所持許可証の再交付の申請
	所持許可証の書換えの申請
第8条第3項	所持許可証の記載事項の抹消の申請
第9条第3項	猟銃等販売事業者等による譲渡人の銃砲等所持許可証の返納
第9条の2第1項	指定射撃場の指定の申請
第9条の3第1項	射撃指導員の指定の申請
第9条の4第1項	教習射撃場の指定の申請
第9条の4第2項	教習射撃指導員の選任・解任の届出
第9条の5第2項	射撃教習資格の認定の申請
第9条の6第2項	教習用備付け銃等の届出
	教習用備付け銃等の変更の届出
第9条の9第1項	練習射撃場の指定の申請
第9条の9第2項	練習射撃指導員の選任・解任の届出
第9条の10第2項	射撃練習資格の認定の申請
第9条の13第1項	年少射撃資格の認定申請
第9条の13第3項	年少射撃資格認定証の再交付の申請
	年少射撃資格認定証の書換えの申請
第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定の申請
第10条の8第1項	保管業の届出
第10条の8第4項	保管業の事業廃止の届出
第21条の3第1項	準空気銃製造業等の届出

	第4号	
	第22条の2第1項	輸出用模造拳銃の製造又は輸出業に係る業務のための所持の届出
	第22条の3第2項	輸出用模擬銃器の製造又は輸出業に係る業務のための所持の届出
	第23条	銃砲又は刀剣類を発見又は拾得した旨の届出
	第25条第5項	期間延長の承認申請
	第29条第1項	都道府県公安委員会に対する申出
銃砲刀剣類所持等取締法施行令 (昭和33年政令第33号)	第24条第2項	許可期間の延長の申請
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 (昭和33年総理府令第16号)	第4条第2項	銃砲刀剣類製造等届出書の記載事項変更の届出
	第4条第4項	銃砲刀剣類製造等事業廃止の届出
	第5条第3項	人命救助等に従事する者届出書の記載事項変更の届出
	第6条第3項	使用人届出書の記載事項変更の届出
	第12条第2項	推薦等の取消の通知
	第20条	猟銃等講習会の受講の申込み
	第26条	技能講習の受講の申込み
	第36条	所持許可証等の返納の届出
	第39条第1項	仮領置した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還の申請
	第40条	仮領置書及び受領書の提出
	第46条第1項	射撃指導員の氏名等の変更の届出
	第46条第2項	射撃指導員指定書の再交付申請
	第54条	教習射撃場の名称等の変更の届出
	第80条	年少射撃資格講習会の受講の申込み
	第90条第2項	保管業届出書の記載事項変更の届出
	第97条	保管書及び受領書の提出

	第100条第2項	準空気銃製造業等届出書の記載事項変更の届出
	第100条第4項	準空気銃製造業等の廃止の届出
	第102条第3項	模造拳銃製造等届出書の記載事項変更の届出
	第102条第5項	模造拳銃製造事業廃止の届出
	第103条第2項	模擬銃器製造事業廃止の届出
		模擬銃器製造等届出書の記載事項変更の届出
	第106条	保管書及び受領書の提出
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）	第17条第1項	特定物質を運搬する場合の届出
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）	第3条の2	特定物質の運搬証明書の書換えの届出
	第3条の3	特定物質の運搬証明書の再交付の申請
	第3条の4	特定物質の運搬証明書の返納
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	第17条第1項	猟銃用火薬類等の譲渡の許可の申請
		猟銃用火薬類等の譲受の許可の申請
	第17条第7項	猟銃用火薬類等の譲渡・譲受許可証の書換えの届出
	第17条第8項	猟銃用火薬類等の譲渡・譲受許可証の再交付の申請
	第19条第1項	火薬類の運搬の届出
	第19条第4項	火薬類運搬証明書の再交付の申請
		火薬類運搬証明書の書換えの届出
	第24条第1項	猟銃用火薬類等の輸入許可の申請
	第24条第3項	猟銃用火薬類等の輸入の届出
	第25条第1項	猟銃用火薬類等消費許可の申請
火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）	第2条	猟銃用火薬類等の譲渡・譲受許可証の返納
	第3条	火薬類運搬証明書の返納

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）	第13条	指定射撃場指定申請書の記載事項変更の届出
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第8条	譲渡許可証等の継続記載欄の追加の届出
	第9条第4項	猟銃用火薬類等輸入許可書の記載事項の変更の届出
	第11条第2項	猟銃用火薬類等の消費許可書の記載事項の変更の届出
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第5項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬に係る届出
	第59条第9項	核燃料物質等の運搬証明書の書換えの届出
	第59条第10項	核燃料物質等の運搬証明書の再交付の申請
	第62条の3	核燃料物質等の運搬に係る都道府県公安委員会への報告
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）	第50条	核燃料物質等の運搬証明書の返納
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第1項	一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬の届出
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条	一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬証明書の書換えの届出
	第22条	一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬証明書の再交付の申請
	第23条	一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬証明書の返納
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第5項	放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬に係る届出
	第31条の2	放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬に係る都道府県公安委員会への報告
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項	責任者の選任の届出
	第19条第2項	責任者講習受講申込書の提出

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第15条の3第1項	遠隔操作型小型車使用の届出
	第45条の2第2項	高齢運転者等標章の申請
	第45条の2第3項	高齢運転者等標章の再交付の申請
	第74条の3第5項	安全運転管理者の選任の届出
		安全運転管理者の解任の届出
		副安全運転管理者の選任の届出
		副安全運転管理者の解任の届出
	第74条の3第9項	安全運転管理者等に対する講習：安全運転管理者
		安全運転管理者等に対する講習：副安全運転管理者
	第75条第10項	自動車使用制限標章の除去の申請
	第75条の12第2項	特定自動運行許可の申請
	第75条の16第1項	特定自動運行計画変更許可の申請
	第75条の16第3項及び第4項	特定自動運行許可申請書記載事項変更の届出
	第78条第1項	道路使用許可の申請
	第78条第2項	道路使用許可の申請（警察用）
	第78条第4項	道路使用許可証の記載事項の変更の届出
	第78条第5項	道路使用許可証の再交付申請
	第89条第1項	運転免許の申請
	第91条の2第1項	運転免許の条件の付与等の申請
	第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更
	第94条第2項	運転免許証の再交付の申請
	第98条第2項	自動車教習所の届出
	第99条第1項	自動車教習所の指定の申請
	第99条の4	指定自動車教習所職員講習の申込み：技能検定員
		指定自動車教習所職員講習の申込み：教習指導員
		指定自動車教習所職員講習の申込み：管理者補佐
	第100条の2第5	基準該当初心運転者に係る再

項	試験受験の申込み
第101条第1項	運転免許証又は免許情報記録の更新の申請
第101条の2第1項	運転免許証又は免許情報記録の特例更新の申請
第101条の2の2第1項	運転免許証又は免許情報記録の更新の経由申請
第101条の6第1項	医師の届出（自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気）
第104条第2項	事案についての意見の陳述（運転免許の取消し、停止等）
	有利な証拠の提出（運転免許の取消し、停止等）
第104条の2の2第6項	事案に関する意見の陳述（再試験不受験に係る取消し）
	有利な証拠の提出（再試験不受験に係る取消し）
第104条の4第1項	運転免許の取消しの申請
	他の種類の運転免許を受けたい旨の申出
第104条の4第5項	運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録の申請
第107条の5第4項	事案についての意見の陳述（国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止等）
	有利な証拠の提出（国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止等）
第107条の7第2項	国外運転免許証の交付の申請
第108条の2第1項第9号	指定自動車教習所職員講習の申込み
第108条の4第2項	指定講習機関に係る指定の申請
第108条の30第3項	地域交通安全活動推進委員協議会の意見の申出
第108条の32の2第1項	運転免許取得者等検査（運転技能検査同等方法）の認定の

		申請
	第108条の32の2 第1項第3号	運転免許取得者等教育（高齢者講習同等課程）の認定の申請
		運転免許取得者等教育（高齢者講習同等課程以外）の認定の申請
	第108条の32の3 第1項第3号のイ	運転免許取得者等検査（認知機能検査同等方法）の認定の申請
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第37条の7第1号	臨時適性検査を受けたい旨の申出
	第52条第2項及び 第5項	納付書の交付・再交付の申請
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第6条の3の5	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出
	第8条第1項	荷台乗車許可の申請
		制限外積載許可の申請
		設備外積載許可の申請
		通行禁止道路の通行許可の申請
	第8条の5第1項	制限外牽引許可の申請
	第9条の19第2項	特定自動運行許可証の再交付申請
	第18条の2の3第2項	技能検査の申請
	第18条の5	限定解除審査の申請
	第22条第3項	指定された日時に受験できない旨の届出（運転免許試験）
	第26条の3第2項	書類の交付の申出（認知機能検査）
	第26条の4第3号	診断書その他の書類の提出（特定失効者等に係る認知機能検査）
	第26条の5第6項	書類の交付の申出（運転技能検査）
	第28条の2	指定された日時に受験できない旨の届出（運転免許再試験）
	第29条の2の3第3号	診断書その他の書類の提出（認知機能検査等）

	第29条の2の5第1項第4号	診断書その他の書類の提出 (臨時認知機能検査)
	第29条の2の5第4項	臨時認知機能検査を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出
	第29条の2の6第4項	臨時高齢者講習を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出
	第30条の10第1項	運転経歴証明書の記載事項の変更の届出
	第30条の11第1項	運転経歴証明書の再交付の申請
	第31条の5第3項	届出自動車教習所の廃止又は変更の届出
	第36条	指定自動車教習所に係る指定申請書の記載事項の変更の届出
	第38条第2項第1号	取消処分者講習の申出
	第38条第10項第1号	初心運転者講習の申出
	第38条の2	特定任意講習又は特定任意高齢者講習の終了証明書の交付の申出
	第38条の4第3項	初心運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出
	第38条の4の2第3項	違反者講習を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出
	第38条の4の2の2第3項	若年運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57	第5条第1項	自動車運転代行業の認定の申請

号)	第 8 条第 1 項	自動車運転代行業の認定の申請書記載事項の変更の届出
	第 9 条第 1 項及び第 2 項	自動車運転代行業の廃業の届出
秋田県道路交通法施行細則（昭和 39 年秋田県公安委員会規則第 7 号）	第 5 条の 3	駐車禁止除外標章の申請
		通行禁止除外標章の申請
		駐車禁止除外標章の記載事項の変更の届出
		駐車禁止除外標章の再交付申請
		通行禁止除外標章の記載事項の変更の届出
		通行禁止除外標章の再交付申請
	第 7 条第 2 項及び第 3 項	駐車許可の申請
		駐車許可証の記載事項の変更の届出
		駐車許可証の再交付申請
	第 11 条の 2	安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
		副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
	第 16 条の 10 の 3	自転車運転者講習等を終了した者であることを証明する書類の交付の申出
確認事務の委託の手続等に関する規則（平成 16 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 23 号）	第 2 条第 1 項及び第 3 項	放置車両の確認等に関する事務の委託に係る登録の申請・更新
	第 7 条第 1 項	駐車監視員資格者講習受講の申込み
	第 9 条第 2 項	駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付の申請
	第 10 条第 2 項	駐車監視員資格者講習修了者と同等以上であることの認定に係る申請
	第 10 条第 5 項	認定書の再交付申請
	第 11 条第 1 項	駐車監視員資格者証の交付の申請
	第 13 条第 1 項	駐車監視員資格者証の書換え交付の申請

	第13条第2項	駐車監視員資格者証の再交付の申請
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第33条第1項	緊急通行車両の確認に係る申出（災害発生後）
	第33条第2項	緊急通行車両の確認に係る申出（災害発生前）
災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）	第6条の3第1項	緊急通行車両の標章及び証明書の記載事項変更に係る届出
	第6条の4第1項	緊急通行車両の標章及び証明書の再交付に係る申出
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項	自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知に関する申請
	第5条	軽自動車の保管場所の届出
	第7条第1項	保管場所の変更の届出
	第13条第3項	運送事業用自動車でなくなった場合における保管場所の届出
	第13条第4項	運送事業用自動車でなくなった場合における保管場所の変更の届出
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	第12条第1項	緊急輸送車両の確認に係る申出（警戒宣言後）
	第12条第2項	緊急輸送車両の確認に係る申出（警戒宣言前）
大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）	第6条の3第1項	緊急輸送車両の標章及び証明書の記載事項変更に係る届出
	第6条の4第1項	緊急輸送車両の標章及び証明書の再交付に係る申出
大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）令和5年7月18日発出（令和5年警察庁丙規発第26号、丙交指発第28号）	2(1)イ(イ)	規制除外車両の確認に係る申出
		規制除外車両の事前届出
		規制除外車両の届出済証の再交付に係る申出
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）	第4条第1項第4号	運転免許取得者等検査（認知機能検査同等方法）の指定の申請
	第4条第2項第4号	運転免許取得者等検査（運転技能検査同等方法）の指定の申請

	第 8 条第 1 項	運転免許取得者等検査に係る認定申請書の記載事項の変更の届出
	第 8 条第 3 項	運転免許取得者等検査に係る認定申請書の添付書類の内容に変更があった旨の届出
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第 4 号）	第 4 条第 2 項第 4 号	運転免許取得者等教育（高齢者講習同等課程）の指定の申請
	第 7 条第 1 項	運転免許取得者等教育に係る認定申請書の記載事項の変更の届出
	第 7 条第 3 項	運転免許取得者等教育に係る認定申請書の添付書類の内容に変更があった旨の届出
技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）	第 3 条第 1 項	技能検定員審査の申請
	第 5 条第 2 項	技能検定員審査合格証明書の再交付の申請
	第 7 条第 2 項	技能検定員資格者証の交付の申請
	第 8 条第 1 項	技能検定員資格者証の再交付の申請
	第 8 条第 2 項	技能検定員資格者証の書換えの申請
	第11条第 1 項	教習指導員審査の申請
	第13条第 2 項	教習指導員審査合格証明書の再交付の申請
	第15条第 2 項	教習指導員資格者証の交付の申請
	第16条第 1 項	教習指導員資格者証の再交付の申請 教習指導員資格者証の書換えの申請
指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）	第 4 条第 1 項	指定講習機関に係る指定申請書の記載事項の変更の届出
	第 4 条第 3 項	指定講習機関に係る指定申請書の添付書類の内容の変更の届出
	第11条	講習結果報告書の提出（取消処分者講習）

		講習結果報告書の提出（初心運転者講習）
		講習結果報告書の提出（若年運転者講習）
	第13条	指定講習機関に係る事業報告書及び収支決算書の提出
	第14条	指定講習機関に係る講習の休廃止の許可の申請
大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1項	特例教習課程に係る指定の申請
	第4条第1項	特例教習課程に係る指定申請書の添付書類の内容に変更があった旨の届出
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	第5条第1項	代理人に委任する旨を記載した書面の提出（意見の聴取又は弁明の機会の付与）
	第5条第2項	代理人の資格喪失の届出（意見の聴取又は弁明の機会の付与）
	第6条第1項	補佐人を出頭させようとするときの書面の提出（意見の聴取又は弁明の機会の付与）
	第8条第1項	意見の聴取の期日及び場所の変更の申出（意見の聴取）
	第17条第2項	弁明の日時及び場所の変更の申出（弁明の機会の付与）
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項	届出自動車教習所の教習課程に係る指定の申請
	第4条	届出自動車教習所の教習課程に係る変更の届出
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	小型無人機等を飛行させる際の事前通報
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第9条第1項	都道府県公安委員会による援助を受けたい旨の申し出
サイバー事案に関する通報等の受付窓口の統一化について（通達）（令和6年警察庁丁サ企発第19号、丁企画発第64号）	1(1)ア	サイバー事案に関する通報
	1(1)イ	サイバー事案に関する相談
	1(1)ウ	サイバー事案に関する情報提供
秋田県人事委員会規則四一五（職	第8条第2項第5	採用試験受験の申込み

員の任用)	号	
活動火山対策特別措置法（昭和48 年法律第61号）	第11条第 1 項	登山届の提出